

ちばやあかさか

(1) 第94号 □発行 千早赤阪村役場 ☎(07217) 2-0081 編集 観光課2-1447

▷人の動き◁

世帯数および人口

(昭和55年4月末日現在)

世帯数	1,764戸
人口	7,212人
男	3,494人
女	3,718人

<電話メモ>

自然休養村管理
センター ②1447~8
小吹台連絡所 ②7600
診療所 ②0038
金剛山ロープウェイ
④0128

多聞小学校 ④0102
多聞幼稚園 ④0137
千早小学校 ②0050
千早幼稚園 ②0020
小吹台小学校 ②7100
小吹台幼稚園 ②7219
赤阪小学校 ②0205
赤阪幼稚園 ②0356
千早赤阪中学校②0004

千早駐在所 ④0112
東阪駐在所 ②0562
赤阪駐在所 ②0563
富田林消防署(緊急時)
07212 ④-8199



〔今月号の内容〕

◆ 議会の動き	2頁	◆ 保険料は忘れずに納め ましょう	5頁
◆ 千早赤阪村長選挙日程	2頁	◆ 交通事故の治療と国保	5頁
◆ 参議院議員選挙日程決定	2頁	◆ 園芸教室	5頁
◆ 村税メモ	3頁	◆ 農産物即売会のお知らせ	6頁
◆ 55年度大阪府老人居室 整備資金貸付金の募集	3頁	◆ 心と力をひとつに	6頁
◆ 老人福祉作品の募集	3頁	◆ 昭和55年度学級生募集	6頁
◆ 小児マヒ生ワク投与	4頁	◆ 軟式野球大会開催 される	6頁
◆ 日本脳炎予防接種を実施	4頁	◆ 千早赤阪村卓球大会の お知らせ	6頁
◆ 農地埋立てについて	4頁	◆ 皆さんの声をお寄せ ください	6頁
◆ 婦人会だより	4頁		
◆ 国保シリーズ⑭	5頁		

こいのぼり
五月は新緑の季節、吹く風にもさわやかさが感じられる。
このさわやかな五月の空に、鯉のぼりが高くおよいでいます。
健康で明るい子供に成長するように願いをこめて、環境の良い公害のない村造りを行ない子供たちの今後の幸せについて、みんなで考えよう。

議会の動き

昭和55年第一回千早赤阪村議会定例会は、去る3月10日より29日までの20日間の会期によって開催されました。そして全部で11案件が上程され、それぞれ慎重審議の結果、原案どおり可決・承認されました。議決案件は次のとおりです。

▽第6号議案（即日原案可決）

昭和54年度千早赤阪村一般会計歳入歳出補正予算について

（現計予算に歳入歳出それぞれ四八八万八千円を追加し、予算総額は一億三、二〇五万一千円です。補正の主なものとは庁舎の内部改装工事二四八万六千円、森屋地内山地崩壊防止工事一八五万四千円、農業用施設災害復旧費二万三千円等です）

▽第7号議案（即日原案可決）

昭和54年度千早赤阪村水道事業会計歳入歳出補正予算について

（収益的収支の総額に収入及び支出をそれぞれ五六九万円の減額補正で、補正後の予算総額は収益的収支とも七、〇六七万九千円です。この減額については水需用量減に伴う受水費、動力代の減です）

▽第8号議案（即日原案可決）

千早赤阪村立幼稚園条例の改正について

（この条例は幼稚園の毎年の募集人員の変更条例です。「80名以内」↓「教育長が定める」に改正）

▽第9号議案（原案可決）

南河内地域広域行政推進協議会の設置に関する協議について

（これは南河内地域における広域行政の推進を図る目的をもって広域行政圏計画の策定及びその事業についての連絡調整の事務を行うため規約に基づいて南河内地域行政推進協議会を設置するものです）

第10号議案（原案可決）

大和川下流流域下水道組合の設置に関する協議について

（これは大和川下流流域の市町村が下水道施設の維持管理に関する事務を共同処理するため規約に基づいて大和川下流流域下水道組合を設置するものです）

第11号議案（原案可決）

昭和55年度千早赤阪村一般会計歳入歳出予算について

（歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ一億三、九〇〇万七千円です。当初予算における主要施策については、広報「ちはやあかさか」四月号を参照してください）

▽第12号議案（原案可決）

昭和55年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出予算について

（事業勘定の歳入歳出予算の総額は二億二、六九〇万八千円、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は四、二四二万六千円です）

▽第13号議案（原案可決）

昭和55年度千早赤阪村普通道路事業特別会計歳入歳出予算について

（歳入歳出の予算の総額は六、九一九万四千円です）

▽第14号議案（原案可決）

昭和55年度千早赤阪村水道事業会計歳入歳出予算について

（収益的収入及び支出ではともに八、九六四万円、資本的収入及び支出では資本的収入額が八〇〇万円）

▽第15号議案（即日原案可決）

一般職の職員の給与に関する条例の改正について

（55年度より56歳以上の職員については、その昇給期間を延伸し、18月（第一回）・24月（第二回）とし58歳（一般職員）・60歳（単労職員）で昇給停止とするものです）

▽第16号議案（即日原案可決）

千早赤阪村国民健康保険条例の改正について

（保険料の最高賦課限度額「20万円」↓「21万円」に改正）

▽選挙第1号

富田林市外5ヶ町村環境衛生施設組合議会議員の選挙について（千早赤阪村大字小吹86番地植田逸治氏が当選）

また、右記の件で不明な点があれば選挙事務局（電話二一〇〇八）までお問い合わせください。

千早赤阪村長 選挙日程

- | | |
|-------|---------|
| 一、告示日 | 七月六日(日) |
| 一、基準日 | 七月五日(土) |
| 一、登録日 | 七月五日(土) |
| 一、縦覧日 | 七月六日(日) |
| 一、投票日 | 七月七日(月) |
- 七月十三日(日) 午前七時から午後六時
- 一、開票日 七月十四日(月) 午前八時から
- 一、説明会 六月二十四日(火) 午後一時三十分から 役場二階会議室

④なお、詳細については6月号の広報に掲載しますのでご覧ください。



…参議院議員選挙の 日程決定…

- ◆ 公示日 6月6日(金)
- ◆ 投票日 6月29日(日)
- ◆ 開票日 6月30日(月)

④ 詳細については6月号の広報に掲載しますのでご覧ください。

みんなそろって
投票しましょう



村税メモ

昭和五十五年度、固定資産税第一期分及び軽自動車税の納期は五
月末日です。

本月は次の通り各地区へ出張徴収にお伺いしますので、ぜひこの機会に納付くださいますようお願いいたします。

税金は納期内に納付を

税金は納期を過ぎて滞納になりますと、延滞金や督促手数料など余分なお金がいりますのでぜひ納期内に納付してくださいようお願いいたします。

また、納期以降の分も一括して納付していただくと、「前納報奨金」が受けられます。

月 日	時 間	場 所
5月28日 (木)	午前9時～午後3時	森屋公民館
	午前9時～午後3時	水分公民館
	午後1時～午後4時	二河原辺集会所
5月29日 (木)	午前9時～正午	川野辺集会所
	午前9時30分～午後1時	千早農協出張所
	午後1時～午後4時	桐山金泉寺
5月30日 (金)	午前9時～正午	中津原集会所
	午前9時30分～午後3時	小吹台役場連絡所
	午後1時～午後4時	上東阪集会所
	午後1時～午後4時	下東阪集会所
	午後1時～午後4時	下東阪集会所

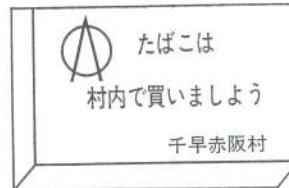


あなたの街です。自然です。

吸がらの投げ捨てはやめましょう。

Smokin' Clean
スモークンクリーン

・日本専売公社・



昭和五十五年度分の固定資産税の場合、五月十六日までに、全額一括前納された時は、二期分の金額の一〇〇分の十二が、また五月三十一日までに、全額一括前納された時は、二期分の金額の一〇〇分の九が「前納報奨金」として受けられます。

昭和55年度

大阪府老人居室整備資金 貸付金の募集

- ① 用紙の配布及び受付期間
昭和五十五年五月一日(木)から五月三十一日(出)まで
- ② 用紙配布及び受付窓口
二、応募要領
- ③ 老人専用居室を増改築する必要がある、かつ資金の調達が困難な者
- ④ 貸付金を償還する見込のある者

六十歳以上の老人のための居室を増改築するとき、費用の一部を低利で貸付します。

一、申込条件(次のすべてに該当する者)

① 六十歳以上の親族である者
と現に同居、又は同居しようとする者。

- (1) 主催
大阪府・大阪府立老人福祉センター
- (2) 目的
高齢者が、生き方や考え方を発表することにより、生きがいが高め、また、すべての府民が老後問題を考え、高齢者を理解し敬愛の気持ちを深めることを目的とします。
- (3) 応募要領
① テーマなど詳しくはつぎのとおりです。

老人福祉作品の募集

- ③ 募集戸数 一二〇戸(府下総数)
- ④ 貸付条件
三、貸付限度額 一〇〇万円以内

- ② 利息年三%
- ③ 償還期間 一〇年
- ④ 償還方法 元利均等による月賦半年賦、年賦のいずれか。

- ② 応募原稿のはじめにテーマおよび住所、氏名(ふりがなをつけてください)年齢性別電話番号を必ず書いてください。
- ③ 文字は楷書でお願いします。
- ④ 作品は未発表のものに限り、応募された原稿は返しません。
- ④ 応募資格
大阪府民
ただし
① 俳句・川柳・短歌については六十才以上の方に限ります。
② 作文・標語については年齢を問いません。

作品種別	作 文	標 語	柳俳句・短歌
① 心に残ること	② 老人の役割	③ 老人をばげます	自由
④ 初めにテーマ・住所・氏名・年齢等記入	⑤ 官制はがき一枚に一点	⑥ 一人三点以内	

八七六一〇三三

内線二八

電話〇六一

保健所だより

- ▷ 3カ月児健診 (受付時間 12:30~13:00)
第1・3月曜日
- ▷ 妊婦教室 13:30~
第1・2・3火曜日
- ▷ 精神衛生相談 9:30~10:30
毎週水曜日
- ▷ 3才児健診 12:30~13:00
第1・3金曜日
- ▷ ツベルクリン反応注射
9:30~11:00
毎月第1月曜日

休日診療 (内科・小児科)

富田林市向陽台1丁目3-38
(富田林病院の正門左側)
☎ 07212-8-1333
◇ 受付時間 10:00~11:30
13:00~16:30
◇ 診療日 日曜日・祝日・年末年始

- (6) 募集の締切日
昭和55年6月8日(日)
- (7) 入選作の発表
昭和55年9月1日(月)
午前10時 大阪府立老人総合センター一階玄關ロビーに発表します。又入選者には文書をもって通知します。
- 入賞はそれぞれに付
一位 一点、二位 二点
三位 三点、佳作 五点

小児マヒ生ワク投与を

*注意事項

⑥その他医師が受けることを不適当と認めた人。

⑤はしか・BCGの予防接種を受けて一カ月、またはその他の予防接種を受けた後二週間を過ぎない人。

④一年以内にけいれん、ひきつけをおこした人。

③現在、病気で医師にかかっている人や、病後で体の弱っている人。

②三十七度以上熱のある人。

①下痢をしている人。

*受けられない人

*対象者回数

生後3カ月～48カ月までの乳幼児でまだ二回服用していない人(できるだけ18カ月までに二回服用してください。)

役場衛生係では、下記日程とお

り生ワク投与を行いますのでぜひ

お受けください。

*対象者回数

生後3カ月～48カ月までの乳幼

児でまだ二回服用していない人

(できるだけ18カ月までに二回

服用してください。)

役場衛生係では、下記日程とお

り生ワク投与を行いますのでぜひ

お受けください。

日 程 表

月 日	時 間	場 所
5月26日 (月)	午後1時10分～1時30分	川野辺(川辺理木知氏宅前)
	1時40分～2時	水分(神社下共同貯蔵庫前)
	2時10分～2時30分	二河原辺(山本庄三氏宅前)
	2時40分～3時	桐山(金泉寺下)
	3時10分～3時30分	森屋消防倉庫前
5月28日 (水)	3時40分～4時	森屋消防組合前
	午後1時10分～1時40分	役場庁舎前
	1時50分～2時10分	吉年(郵便局下)
	2時20分～2時40分	下東阪集会所前
	2時45分～3時	上東阪(伏井林吉氏宅上)
5月29日 (木)	3時10分～3時30分	千早(金剛バス車庫前)
	午後1時15分～1時40分	小吹集会所前
	1時45分～2時10分	中津原集会所前
	2時40分～4時	小吹台連絡所

経口生ポリオワクチン剤型変更について

従来、経口生ポリオワクチンはワクチンに希釈液(白糖液)を加えて調整し1回に1.0ml投与していましたが今回から新しい剤型の経口生ポリオワクチンを使用します。新しいワクチンは従来のワクチンと本質的には変わりませんが製造の段階で白糖を加えており希釈せずに直接経口投与できるよう調整してありますので1回の投与量は0.05mlになります。ワクチンを投与する回数・時期は従来と全く変わりません。

日本脳炎予防接種実施について

日本脳炎予防のため、下記のとおり予防接種を実施致しますのでお知らせします。

*対象者 3才から15才までの人

(但し学童及び園児は学校単位で申込んでください)

*実施日時

場所	1回目	時 間	2回目	時 間
小吹台小	6月16日	午後2時30分～3時	6月23日	午後2時～2時30分
赤阪小	19日	2時30分～3時	26日	1時30分～2時
小吹台小	23日	2時～2時30分	30日	2時～2時30分
千早小	25日	2時～2時30分	7月9日	1時30分～2時
多聞小	26日	2時30分～3時	9日	2時～2時30分

*接種方法 毎年受けている人は1回接種するだけでよい。又初めて受ける人は1～2週間の間隔で2回接種する

*手数料 無料

*予防接種を受けられない人

①発熱している者、病後衰弱者、アレルギー体質者又は著しい栄養障害者。②小児マヒ(生ワク)はしか、BCG、の予防接種を受けて1カ月を過ぎていない者、その他の予防接種を受けて2週間を過ぎていない者。

住民の皆さんへ
◆農地等を
埋立される時は◆
役場へご相談下さい

近年の社会情勢の変動により、住民の方々におかれましてはより一層の生活環境の向上等を考慮され、各家庭において色々と計画をされておられることと思います。このような計画の中で特に、農地もしくは山林等を埋立し、その土地を有効利用しようと思われ、埋立てられる方があると思われ、最近、本村のみならず近隣市町においても、埋立を実施された方と埋立地周辺の住民、あるいは埋立業者との間でトラブルが発生し、役場へ相談にこられる事例が増えています。埋立実施してから

①当日体温を測定してきて下さい
②会場での問診票は責任をもって記入してください
③服用前後三十分位は、飲食物を
④母子手帳、筆記用具、印かん
を携帯してください。



本年四月より、私達婦人会をより一層充実した会にするため、次のような部会を設けました。

◎広報部(部長「竹川君代」)
◎文化教養部(部長「竹村千代子」)
◎消費問題部(部長「東條艶子」)
◎衛生奉仕部(部長「長道城トシ子」)
◎衛生奉仕部(部長「長道城トシ子」)
◎衛生奉仕部(部長「長道城トシ子」)

以上のような四部会を設けることにより、とかく役員のみで婦人会となりがちだった本会を会員全員が参加する会にしたいと思

います。今後、会員の方々でほんの小さなことでも結構ですので、何かを
行いたい。また、このようなこと
をしていきますというような事がある
れば各部会までご連絡ください。

衛生奉仕部より住民の方へお願い
皆さん方の家庭から出される「ごみ」は、南河内清掃施設組合で終末処理をされていますが、最近

では、すべてその土地の所有者が責任を持たなければなりません。ご承知の通り農地(田畑)の転用については、農地法の規定による届出が、又山林等についても一定面積以上の場合には届出の義務が課

せられております。無断転用並びに無届出をなくして周囲の環境整備に努めていただきたいと思います。農地山林等の埋立を実施される場合は必ず役場の方へご相談ください。よろしくお願いいたします。

私達の婦人会活動を毎月この広報「ちはやあかさか」の一部に婦人会だよりとして掲載致しますので、何か行事等をされる時は広報部竹川まで一報ください。

粗大・不燃焼ゴミ(毎月2回) 一般(合所用)ゴミ 週2回収集 収集できないゴミ

区 別	ゴ ミ の 種 類	処理方法
粗大・不燃焼ゴミ(毎月2回)	缶類・陶器類・扇風機・冷蔵庫・掃除機・畳・テレビ・ラジオ・洗濯機・ハカリ・ステレオ・電気器具一式・水屋・机・椅子・タンス・下駄箱・本箱・家具・建具類・自転車等	高速ハンマーにて 破碎処理
一般(合所用)ゴミ 週2回収集	炊事用品・ダンボール・靴・新聞紙・雑誌・ドンゴロス・カマ・ボロ(布)・ふとん・オモチャ・燃える人形・靴・カーペット・日用品・雑貨品・ガラス	焼却処理
収集できないゴミ	ガスボンベ・タイヤ・オガクズ・色粉・塗料・ソファ等から出る産物・工場・事業所から出る産業廃棄物	処理不能

国保シリーズ ⑭

◎高額療養費の支給について

被保険者がお医者さんにかかって一つの病院や診療所に、一か月に三万九千円以上の自己負担額(医療費の三割)を支払った場合はその三万九千円をこえた額は全額国保が負担して支給します。これを高額療養費支給制度といいます。被保険者は、どんなに重い病気やケガになっても医療費の自己負担額は月三万九千円までということになります。

ただし、これについては次のような条件がついています。

- ① 一日から月末までの受診について一か月として計算します。
- ② 医療機関ごとに計算します。
- ③ 同じ病院でも内科と歯科がある場合、または総合病院の各診療科は別々の医療機関とみなして計算します。ただし総合病院の入院患者が他の診療科の診療を受けたときは、合算して計算されます。(そのときでも歯科は別です。)
- ④ 入院と通院は同じ病院、診療所でも別計算です。
- ⑤ 保険診療の対象とならない入院したときの差額ベッド代や、基準看護の病院に入院したときのつきそい看護料、または歯科での自由診療や材料差額診療などの保険診療外のものは対象になりません。

◎高額療養費支給の手続きと時期

国保では、病院診療所から提出される「診療報酬請求明細書」に

【国民年金特例納付は6月30日で締切です】

◆保険料は忘れずに納めましょう

国民年金の保険料を忘れずに納めていますか。納め忘れがないように、もう一度確かめてみてください。

国民年金の保険料は、現在(本年四月分より)三、七七〇円です。保険料を納期限までに納めていざと、事故にあった場合やケガをしたり、ご主人が亡くなったときなどに障害年金や母子年金が受けられなくなったりします。

また、将来あなたが老齢年金を受け取るためには、一定の年数以上保険料を納めていなければなりません。保険料の納め忘れをそのままにしておきますと、二年間で時効にかかり納めることはできなくなり、せっかくの年金を受ける権利を失うことにもなりかねません。そのようなことがないように、国民年金保険料は納期までに必ず納めておきましょう。また、受ける年金額は物価の上昇に応じて自動的に引き上げられるようになってい

ます。保険料は本年四月から一ヶ月三、七七〇円ですが、将来より多く

の年金を希望される人は一ヶ月四〇〇円の付加保険料を納めることもできます。詳しいことは役場保険課までおたずねください。

◆交通事故の治療と国保

第三者に傷つけられてけがをしたり病気になるたりしたときは加害者が全責任を負って損害の賠償をしなければなりません。かかった医療費は当然加害者が負担すべきものです。

したがってそのようなことで治療を受けるときには、国保の保険料給付はなされないのが原則です。しかし、けがなどの治療は待たないで。一方、加害者との話し合いがすぐさままとまるとは限りません。また加害者に賠償能力がない場合もあります。

そこでこのよう場合、被害者に精神的、経済的苦痛をあたえないようにするために国保の保険給付が受けられる道が講じられています。それは治療費を国保が一時立て替えて、あとで加害者から国保に返還してもらうことが前提となっています。交通事故の障害にあい国保で治療を受けるにはいくつかの条件や手続きがあります。

まず加害者から現実には治療費を受けとつていれば国保の保険診療を受けることはできません。③「第三者の行為による傷病届」を提出しなければなりません。これが加害者にあつて立替えた分を返還してもらう大切な資料となります。

そのほか警察の事故証明書や示談が成立した場合の書類などいろいろありますので、役場保険課にご相談ください。

①自動車事故にあつたときの心得

警察に必ず届け、事故現場の状況や証拠を確かめてもらい事故証明

書をもつてもらうこと。

②相手の身元を確認すること。加害者の免許証なり、自動車損害賠償責任保険証を必ず見せてもらい加害者の氏名、住所、免許証の番号職業などを確認する。

③自動車の姿形をおぼえておくこと。悪質なドライバーは逃げることもある。できれば車のプレートナンバーをおぼえておくこと。少なくとも形、色、大きさなどは記憶しておくこと。

④目撃者の証言を、現場近くにいる目撃した人に証言をたのみ住所、氏名、連絡先をきいておく。

⑤示談は慎重に示談は慎重にすること、けつしてめくら判を押さないこと、いったん承諾の判をおしてしまえばあとでやり直しはできません。

園芸教室



▼草花のタネまき

今月は発芽に高温を要する朝顔・西洋朝顔・ルコウソウ・夕顔・ヘチマ・ケイトウ・松葉ボタン・サルビア等のまきどきです。また、春の鉢物としてよく見かけるフリムラ類も今月中にまけば育苗しやすく、来春には大株に仕上がります。

▼菊のさし芽

昨年咲いた秋菊の株元からたくさん芽が伸び出ています。これをそのまま伸ばしても、そろったりばな花は見られませんが、そこで今月中旬から来月上旬にかけて

さし芽をします。伸びた芽の先端を六八センチメートルに切り、下葉を取り、一週間水上げをします。さし床は少量なら平鉢かイチゴバック等を使い、用土は砂や鹿沼土・赤玉土を用います。さした穂は一週間は直射日光をさけ湿度を保つようにします。その後徐々に日光に慣らし二週間程で発根しますから、根が出しだい定植(または鉢上げ)します。

▼花木類の管理

春には多くの花木が花を咲かせます。花を楽しんだ後、そのまま放任するのではなく次の花のために手入れをしましょう。ツツジ・サツキ類は花が終わる頃剪定を行ない、木の形を整えたり不用枝を取り除きます。秋に剪定をすると蕾を取るようになるので花が咲かなくなりま。また、花後にはお礼肥を与えましょう。バラは花が終りしだい五枚葉を一〜二枚つけて切り取ります。四季咲性の大輪のバラでは切った所から二番枝が伸び、もう一度花が見られます。その他の多くの花木類も花後剪定したり肥料を与えるといでしょう

▼エビネの植かえ

最近山草類の人気の高くなっています。エビネもそのひとつです。四月下旬から今月にかけて咲いたエビネは花後の中〜下旬に植かえ時となります。用土は赤玉土・鹿沼土・山砂等の微塵を除いたものに腐葉土を混ぜたものを使用します。また、この頃病気の予防を目的として古葉を切り取ってしまします。強い日差しは嫌いますから秋までは木陰に置きます。

▼病害虫防除

アブラムシが新しく伸びた枝に多くつきますからスミチオン・マラソン・デス乳剤の散布やオルトラン・エカチンTD粒剤を施用しモミジ等一部の植物は葉害が出やすいので気をつけましょう(普及所)

皆さんの声を
お寄せください

観光課では、一般新聞及び村広報の取材として、村内での変わったこと、めずらしいこと、また自らの体験等を募集しています。

どんなことでも結構ですので、観光課までご一報くださいますようお願い致します。

自然休養村管理センター内
観光課 電話二一四四七